

令和4年度第3回
荒川区児童福祉審議会
議事要録

日時：令和5年1月23日（月）午後6時30分～午後8時10分
会場：サンパール荒川3階 小ホール

河津委員長

それでは、定刻になりましたので、令和4年度第3回荒川区児童福祉審議会を開催させていただきます。1回目は6月2日で、ここが実質的な児童福祉審議会の審議の場で、その次の7月11日は見学会も兼ねて第2回でしたので、そのときに各部会に分かれて部会長の選出ということをして、今回が3回目ということでございます。委員の皆さんも大変お忙しい中だと思いますけれど、お集まりいただきまして、ありがとうございます。

本日の司会進行は、私、委員長の河津が務めさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

席次表につきましては、席上に配付してありますので、ご覧いただければと思いますが、出席者11名、欠席者が7名になります。欠席の方は須永委員、池田委員、松岡委員、成重委員、阿部委員、後藤委員、金子委員の皆さんでございます。

会議の定足数は半数以上ですので、定足数は満たしておりますので、これから開催いたしますが、会議録作成のために本日の会議は録音させていただきたいと思っております。会議録につきましては、皆様にご確認いただいた後、会議資料とともに区のホームページに掲載させていただきます。

それでは、本審議会は、荒川区児童福祉審議会条例の施行規則第2条の規定によって、原則公開になっておりますので、傍聴者がいる場合は原則公開でいきたいと思っております。本日はいらっしゃらないということなので、このままスタートしたいと思います。

それでは、事務局の方から本日の議事の流れについて説明をお願いいたします。

小堀子育て支援担当部長

皆様、こんばんは。子育て支援担当部長の小堀です。着座にてご説明をさせていただきます。

ご多忙の中、遅い時間にもかかわらず、ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。どうぞ本日もよろしく願いいたします。

それでは、本日の流れについてご説明をいたします。

その前に、机前にお配りしております資料の確認をしたいと思います。

まず1件目の各部会の開催状況について、こちらが資料1、クリップ留めとなっております。続いて、荒川区子ども家庭総合センターの運営状況についての説明については、資料2-1、ピンクの冊子と資料2-2の横表になっているクリップ留めのものとなっております。

また、令和4年、昨年11月に作成しました「あらかわ子育て応援ブック」、これは荒川区の子育て施策に関するいろんなサービスが載っていて非常に分かりやすい冊子となっておりますので、こちらを配付させていただいております。また併せて、後ほど最後のその他のところでご説明をしますが、荒川区で若者相談の「わか」というのを始めまして、そちらのチラシも併せて配付をさせていただいております。

ご説明は以上です。よろしくお願ひいたします。

河津委員長

ありがとうございました。

皆様、資料はよろしいでしょうか。

それでは、本日の議事に移りたいと思います。

初めに、各部会の審議内容の報告です。事務局から部会ごとに説明をしていただき、それぞれの部会長からコメントを頂戴したいと思っております。

まず里親部会について、事務局からお願いいたします。

小堀子育て支援担当部長

それでは、ご説明をいたします。お手元の資料1を一枚おめくりいただくと、裏面に里親部会について記載してございます。

里親部会につきましては、3回開催いたしました。審議内容につきましては、第1回目は部会長の選任となっております。第2回目は養育家庭2件についてご審議いただき、いずれも承認となっております。第3回目については、既に養子縁組里親として認定されているケースの養育家庭里親の追加認定1件についてご審議いただき、承認となっております。また、報告事項として、荒川区の里親家庭の登録件数や更新件数等についてご報告をさせていただきました。

河津委員長

ありがとうございます。

それでは、坂井部会長からコメントをいただきたいと思ひます。

坂井里親部会長

この3回の中で印象深いこととしては、第2回の際に、荒川区内で子育て支援のボランティア的な市民活動をされている団体、区から事業委託を受けている団体の方が里親の申請をされるということがありました。以前、東京都も同じように地域で子育て支援の活動をされている方とか、ショートステイ養育家庭の方とかにお声をかけて里親になってもらえないかなんていうことを考えたけれども、地域のそういう活動している方と東京都と距離があつてうまくいかなかったというのが、個人的にもそういう思い出がありますので、こういう里親登録の申請がありますと、区に兎相ができたことで区内で活動している方が区に呼びかけに応じて、じゃ、里親になってみようと思ひていただけたのかなと思ひて、私とすれば、印象深いなというところでは。

河津委員長

ありがとうございます。

それでは、一通り各部会、順番にと思ひておりますので、続いて、権利擁護部会ですね。事務局からお願いいたします。

小堀子育て支援担当部長

お手元の資料1の3ページをご覧ください。権利擁護部会につきましても3回開催いたしました。審議内容につきましては、2回目が部会長の選任を行っております。3回目については児童福祉法第28条の申立ての適否について、諮問案件1件をご審議いただき、承認をいただいております。また、報告事項として、令和4年7月分の子ども家庭総合センターにおける一時保護件数等についてのご報告をいたしました。第4回は報告事項として、令和4年10月分の子ども家庭総合センターにおける一時保護件数等についての報告、また、(仮称)荒川区子どもの権利条例の制定に向けた取組状況についてご報告をさせていただきます。

なお、この条例については、12月1日から14日にパブリック・コメントを募集しましたが、現在、そのパブリック・コメントについて議会で整理中となっております。

河津委員長

ありがとうございます。

それでは、川松部会長、コメントをお願いいたします。

川松権利擁護部会長

ありがとうございました。まず、諮問を受けた28条の事例についてですけれども、長い関わりのある事例でしたけれども、立論の主張の中心が子どもの個のところを持っている部分でございましたので、児童相談所として、在宅では子どもに対して著しい福祉侵害が想定されるという、その判断の立論を丁寧にしていただきたいという意見が出ていたと記憶しております。

それから、次の4回目で荒川区の子どもの権利条例の案についてご説明がありました。委員の方から様々にご意見が出たところですが、今後、各領域の方たちや子どもさんたちへ

の説明を丁寧に行っていただきたいということであるとか、今後は権利の侵害を受けた場合、救済制度についても検討いただきたいということだとか、それから、今、特に話題になっております子どもの意見表明支援の仕組みについて、区独自の仕組みづくりをご検討いただきたいということが出ていたと記憶しております。

それから、また、今後、児童相談所の方針と子どもの言うことが食い違うようなときは、部会を活用して検討いただきたいという意見が出ていたと思います。

権利擁護部会、開催回数が少ないですけれども、諮問を受ける事例が必ずしも多くないという実例があるわけですが、せっかくの部会なので、幅広に児童相談所長が適当と判断する事例というくくりで、事例検討とかという形で活動していただけたらなど、せっかく委員がたくさんいますので、児童相談所の皆さんの事例の検討の場になっているのではないかなと思っています。ただ、児相職員の皆さん、資料を準備するご負担がありますので、日頃より大変お忙しい中なので、そうした点で大変だとは思いますが、

せっかくの場ですので、積極的に活用いただけるといいのではないかなと思っています。

河津委員長

ありがとうございます。

それでは、保育部会について、事務局からお願いいたします。

小堀子育て支援担当部長

それでは、続きまして、お手元の資料1の4ページをご覧ください。保育部会につきましては、2回開催しております。審議内容については、2回目は部会長の選任となっております。第3回は小規模保育所の計画承認及び設置認可についてご審議いただきました。当保育所については、既に認証保育所として運営している園となり、園舎の工事等が必要ないことから、計画承認と設置認可を同時にご審議いただいたものとなり、承認をいただいております。

河津委員長

ありがとうございます。

それでは、師岡部会長、コメントをお願いいたします。

師岡保育部会長

今年もよろしくをお願いいたします。

保育部会は、ご報告いただきましたとおり、実質的な審議ということでは、11月4日のオンラインによる会議にて行いました。

小規模保育事業とは、通常の保育所とは異なりまして、その名称のとおり、定員の数が少ない規模の保育事業を指します。子ども・子育て支援法によれば、6人から19人まで、また、年齢も3歳未満児を対象とした保育事業ということになります。これは3歳未満児の待機児童が多いというようなことも踏まえ、さらには、それぞれ地域によってもまたニーズがいろいろ違うということで、それらに柔軟に対応できるようにといった制度設計の中で設けられているものになります。この小規模保育事業者は、令和4年度まで東京都の認証保育所であり、今回、支援法に基づく小規模保育事業としての認可を申請されました。その諮問事項に関して、先ほどご報告がありました計画の承認と、その後、設置の認可とということを行いました。

ちなみに、計画承認に関しましては、委員の方から財務状況というもの、また、より安定的に経営するために少し改善を進めてほしい、あるいは計画の中には、建物等の図面を示されたわけですが、そういう中では避難経路、安全確保という中でしっかりと対応してほしいといったような意見も添えて答申をしたところです。

また、設置認可ということに関しましては、保育の質の確保ないしは向上という点から、申請された職員の経験年数あるいは年齢バランスというところでは、もう少し改善、さらには充実を図ってほしいという点がありますので、その点の意見を添えて答申をさせていただいたということになります。

河津委員長

ありがとうございました。

それでは、続いて、児童虐待死亡事例等検証部会について、事務局からお願いいたします。

小堀子育て支援担当部長

それでは、お手元の資料1の5ページをご覧ください。死亡事例部会につきましても、第2回で部会長の選任を行ってございます。その後、児童虐待に係る荒川区の取組についてご意見をいただく機会として、5月に今年度は一度開催させていただいているんですが、前回の審議会の中でご報告をさせていただいております。

また、次に、年度が明けた頃に死亡事例等検証部会、死亡事例があったからということではなくて、予防的対策の検討も含めて開催したいと考えてございます。

河津委員長

ありがとうございます。

こちらは部会長は私が兼ねているんですが、昨年5月27日に国の死亡事例検証委員会の第17次報告、その前年の秋に出たものですね。その中の「地方自治体に期待すべきこと」を受けてそこについて荒川区ではこうやっているという表を作っていただき、説明を受けて、それで議論したというのが昨年の5月27日でございます。その後、昨年の秋に第18次報告が出ているのですけれど、ちょっと事務局もいろいろお忙しいようですので、次回の開催は4月から5月ぐらい、年度が変わりますけれども、そこで行いたいという事務局の意向がありますので、そのようになりますと思います。

それでは、4部会全ての報告が終わりましたので、これまでの説明について、何かご意見とかご質問がありましたら、お願いしたいと思います。いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

コロナ禍ですので、オンラインで開催した部会も幾つかあったと思いますけれど、私も委員長として、事務局で取っている議事録は一応目を通させていただきました。審議途中で完成版でないものもまだありますけれども、懸念されることについては、各委員からしっかり事務局に意見が出されていて、それについてのやり取りがかなりしっかりなされていると思いました。最終的にはそれで通っているわけですが、いろいろ意見交換がある中で改めて確認したいとか、その点はそれぞれ各部会が十分に職責を果たしておられたと思っております。そういった経過が皆さんに十分伝わればいいんですけど、なかなかプライバシーの問題もありますので、非公開になっていたりします議事録ですから、ちょっとそこができないのが残念な部分ですが、内容的にはよく審議されていると思っております。

それでは、傍聴の方がいらしているということですので、お入れしたいと思います。

〔傍聴者入室〕

河津委員長

それでは、2点目の案件に入りたいと思います。荒川区子ども家庭総合センターの運営状況について、所管課から説明をお願いいたします。

石塚子ども家庭総合センター所長

それでは、子ども家庭総合センターから資料に基づきまして報告をさせていただきます。

資料の2-1につきましては、概要版ということでございます。本日、4月から11月にかけての実績を基にしたの運営報告ということになりますので、事業概要につきましては、比較等々で参考にさせていただけたらありがたいと思います。

なお、ページ数につきましては、21ページ、22ページ、23ページ辺りに令和2年度、令和3年度の実績が掲載されてございますので、そちらを見ながら比較していただくと幸いです。

それでは、続きまして、資料2-2につきまして報告をさせていただきます。

資料2-2、1、経路別相談受付状況というところでございます。まず経路別相談受付状況でございますけれども、相談受付につきましては、計の下のほうにございますように、相談受付は11月末現在で709件ということでございます。男児に関する相談が多く、女児の1.4倍というような形の数字になってございます。次に相談経路として相談が多い順に申し上げますと、家族・親族、これが187件、それから、警察等というところで150件、その他101件、近隣・知人77件、学校からということで56件というような状況になっております。これを709でこれぐらいの割合だということで確認しましたところ、家族・親族につきましては、全体からしますと26.4%、警察等が21.1%、その他14.2%、近隣・知人10.9%、学校7.9%というようなことになってございます。

それから、令和3年度末が1,186件ということでございましたので、11月末現在の709と比較しますと、大体59.8%というような形になっておりまして、令和3年度からしますと、11月末現在ではありますけれども、相談受付件数については比較的落ち着いているかなというような状況でございます。

続きまして、種類別相談受付状況です。次の2ページを見ていただきますと、種類別相談受付状況ということになってございます。この表につきましては、種類別相談受付状況と年齢別ということでクロス集計されたものでございますので、併せて報告させていただきたいと思っております。

まず、種類別でございますけれども、養護相談が児童虐待その他合わせまして440件ということになります。全体の割合としましては、養護相談が増えて62.1%というような割合になっております。

続きまして、障害相談につきましては、75件ということで、割合としましては10.6%、それから、非行相談が19件、全体の割合としましては2.7%、育成相談が106件、全体の割合としては15%、その他が68件で、全体の割合としましては9.6%とい

うことで、現時点では、多い順に申し上げますと、養護相談、育成相談、障害相談の順ということになっております。

それから、養護相談に占める児童虐待相談の割合としましては、76.5%となっております。引き続き児童虐待相談が突出していることが分かります。令和3年度実績で養護相談に占める児童虐待相談は68%の割合でしたので、現時点では昨年度末実施よりも割合が上がっているということになってございます。そういった意味で、相談件数自体は落ちているのかもしれませんが、割合で見ると虐待相談が昨年度よりも多くなる可能性がありますというところでございます。

それから、育成相談は現時点で15%でございます。昨年度実績で14.2%でございますので、育成相談においても、現時点で昨年度末実績よりも若干高い数字になっております。

続きまして、年齢別を見ますと、相談受付で多い年齢を見ますと、6歳、3歳、2歳と7歳が同じ数でございます。12歳、4歳というような形になってございます。計の下のところ、ゼロ歳から18歳以上ということになってございますけれども、その年齢を横に見ていただくということになります。この年齢で相談が多いのは、養護相談の児童虐待相談ということになっております。また、6歳までの相談内容の傾向としましては、児童虐待相談のほかに、育児、しつけ相談と障害相談、その他養護相談というような形になってございます。

それから、7歳から12歳につきましては、児童虐待相談のほかに、非行相談、触法、知的障害相談、その他養護相談となり、13歳以上になると、虞犯行為が寄せられているということになります。

ゼロ歳から6歳の相談件数は314件、虐待相談が156件となりまして、49.7%でほぼ半数がこの年齢層では虐待相談というようなことになっているというところがお分かりいただけるかと思えます。また、7歳から12歳では342件で、虐待相談は119件、34.8%となっております。トータルしますとゼロ歳から小学6年生までの相談件数に占める児童虐待の相談の割合は84.5%というような形で、8割以上がこの年齢に集中しているというところがお分かりいただけるかと思えます。

次に、3の種類別相談対応件数ということになってございます。相談受理というところではございませんで、対応件数ということですので、受理した件数を虐待であるのか何なのかも含めまして調査しまして、虐待と認めた場合に虐待案件として対応しているということになってございます。また、この対応件数の中には、援助方針が出たあるいは愛の手帳を申請しまして、親御さんの元に愛の手帳が届いたというようなところも含めまして対応件数ということになってございます。

まず児童虐待相談では、助言指導、継続指導、他機関あっせん、児童福祉司指導、訓戒・誓約がほとんどでございまして、在宅での指導となっているものがほとんどでござい

ます。虐待によります施設入所は11月末時点ではございませんでした。

養護、その他では、同じく助言指導、継続指導、他機関あっせん、児童福祉司指導となり、施設入所は4件ほどございました。4件の内訳でございますけれども、乳児院が3名、児童養護施設入所が1名というところでの4名ということでございます。

非行相談においても助言指導、他機関あっせん、児童福祉司指導で、施設入所ではなく、在宅での指導ということで対応できております。育成相談では、助言指導がほとんどという形になってございます。

その他の施設入所2名というところでございますけれども、1名は乳児院から児童養護施設に措置変更した児童、もう一人が児童福祉司指導から児童養護施設に措置変更したトータル2名という形になっております。トータルしますと、583件となり、709件の受理で対応件数が583件ですので、82.2%まで対応したというような状況になってございます。709件の中には、いわゆる非該当というような数字も入ってございますので、それを差し引いての583件となりますと、もっとパーセンテージとしては上がっているのかなと思います。

今後とも引き続き方針が出ていないケースを調査しまして、援助方針を出すように指導なりしてまいりたいと思います。トータルしますと、在宅指導が中心でございます、施設入所は6件ということで、1%程度になっているというような状況でございます。

それから、2-2、児童虐待相談受付状況を示すところでございますけれども、これにつきましては、身体的虐待は86件、性的虐待3、心理的虐待207、ネグレクト32ということで、傾向としましては、心理的虐待が突出しているというような状況でございます。

簡単ではございますけれども、私から運営状況につきまして説明をさせていただきました。よろしく願いいたします。

河津委員長 ありがとうございます。

それでは、2番目の荒川区子ども家庭総合センターの運営状況についての説明は以上のようなですけれども、ただいまの報告について、何かご質問やご意見があれば頂戴いたしたいと思います。

どうぞ川松委員。

川松委員

ご説明ありがとうございました。

ピンクの事業概要の22ページを拝見すると、令和2年度、令和3年度と比較した虐待相談受付件数は100件くらい減っているんですけども、令和4年度がこのペースでいったどのくらいになるのか、ある程度知っておいてもいいのかなと思いましたが、虐待相談が減っている状況が見られるようですけれども、その背景にはどんなことが考えられるのか、教えていただければと思いますが、いかがでしょうか。

河津委員長

事務局でお答えいただけますか。

菊池子ども家庭総合センター副所長

ご指摘のとおり、令和2年度572件から、令和3年度477件に減っております。

子ども家庭総合センター開設後、保育園、幼稚園や小中学校、警察、地域の皆様との連携などで、困難を抱えているご家庭への支援が徐々に行き届き始めている手応えを感じています。今後も毎年、実績が下がっていけば、その結果ですと自信をもって言えますが、まだ開設2年間のみの実績ということもあり、もう少し推移をみて検証したいと考えております。現段階では変動の範囲と考えております。

また、2つ目のご質問の令和4年度の推移の予測ですが、11月現在で382件ですので、年間予測では573件であり、やはり変動の範囲ではないかと考えております。

河津委員長

全国的にも伸びは鈍っていましたが、依然として心理的虐待が圧倒的に多くてということになりますが、今、川松委員のお考えとしては、何か思い当たることがありますでしょうか。全国的な状況で結構ですから。

川松委員

コロナ禍なので、在宅で親子がいつも顔を合わせる状況になって、かなりストレスがたまってしまう状況で、子どもが保護を求めている事例であるとか、保護者の方が保護を求めている事例が増えていたのが2021年じゃないかなと思うんですけど、全国的な今年の厚労省の死亡事例と家族・親族、近隣・知人と本人からの経路の比率の増加幅が急になっていたんで、2021年度はそこが増えていたんですよね。警察はそんなに増えていなくて。だから、コロナの影響で家庭内のストレスの高まりが多いのかなと思ったんですけど、それでも荒川区の場合は大幅に減っているから、これはどうしてかなと思いました。

ちょっと判断として、従来の虐待ケースで提示されていたものが育成相談として充実されたのかということも、推測でしかないんですけども、ちょっとボーダーレスな判断に迷う事例もあって、詰まるところ、私もよく分かりませんが、どんなことが考えられるのかと思って伺ってみました。

ほかの委員さんから何かご意見は。

どうぞ、師岡委員。

師岡委員

師岡です。本当にありがとうございました。

今、お話を伺う中で、虐待の件数、比率の多さ、特にゼロから6歳、さらには12歳まで含めると8割というような数字のご報告を受け、改めて深刻だなと感じております。そんな中で、今年度、11月にかけてですけれども、実際に虐待の相談の経路ということで

は、近隣・知人、家族・親戚が圧倒的に多いのでしょうか。その辺をちょっと教えていただくとありがたいんですが。

菊池子ども家庭総合センター副所長

ご指摘のとおり、近隣・知人が多いです。それから、その次は表のとおり警察です。それが多いところです。

師岡委員

必ずしも結びつけることはちょっと乱暴な面があるのかもしれませんが、ゼロから6歳ないしは12歳までの子ども、つまり幼稚園や保育園、さらに学校に通われている子どもたちの実際の相談の受付状況ということでは、虐待に限らず、今年度途中、認定こども園も幼稚園も相談件数ゼロ。小学校が多少多くて、トータルで56件、保育園は7件という数字です。これが実際に保育、教育の現場でいろんな種類の状況を見落としていると決めつけたくはありませんが、でも、実際の近隣・知人あるいは警察等へのこうした相談状況を考えたときに、改めて保育、教育の現場でも注意喚起なり徹底しながら、事前にこうした虐待の防止に努めること、また、そこに向けてもご協力いただくこと、今までもちろんお願いしているところではあると思いますけれども、重ねてそういったことの周知徹底をお願いできればなと思いますが、いかがでしょうか。

中野子ども家庭総合センター相談担当課長

まず、学校につきましては、毎年保護者宛に、虐待防止に関する啓発と、それから、子育てについて不安等があれば子ども家庭総合センターに連絡をとという内容を記載した通知文を区内小中学校の全保護者宛てお送りしております。それから、学校の校長、先生を対象に子ども家庭総合センターが講演を行い、虐待通告に関する啓発を行っているところでございます。

それから、ご指摘にありました幼稚園、保育園につきましても、小中学校と同様に区内施設の全保護者宛に虐待防止等に関する通知文をお送りして啓発を実施しております。また、現場職員が子どもの異変を逃さずキャッチできるよう、お昼寝の時間を利用して園の方へセンター職員が出向き、児童虐待とは何か、通告の必要性などについて研修を行い、虐待未然防止に向けた連携を強化しているところです。

師岡委員

ありがとうございます。

幼稚園、認定こども園は、先ほど指摘させていただいたように、ゼロ件ということで、総じて幼稚園ないしは認定こども園を利用するご家庭は両親がいて、比較的経済状況というところでの安定性が高い、それに対して、保育所を利用される場合は、少し家庭の状況も、幼稚園等よりも複雑なケースがある。全てそれが虐待につながると短絡するのは乱暴ですけれども、そういうことを背景として考えたときに、確かに保育所にそういったケースも想定される、だからより注意深く見ていただきたいということの注意喚起、啓蒙は大

事だと思えます。でも、幼稚園、認定こども園だって、近いようなものはあり得ると思えますので、あまり大騒ぎし過ぎても、逆に親子関係あるいは発達を損うケースもありますから、慎重に丁寧に進めていきたいところですが、やはり子どもの命を守るというところでは、できる限り足並みをそろえて、また、そうしたまなざしを向けていただくように、保育者、先生方にしっかりと啓蒙していくことを重ねてお願いできればと思います。よろしくお願ひいたします。

河津委員長

ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。

坂井委員。

坂井委員

種類別の相談対応状況ですね。表の中で拝見すると、訓戒・誓約が2件あって、訓戒・誓約というのは、児童措置法第27条1の措置ですよ。ほとんど全国的にも使われない。全国でゼロとは言わないですけれども、ほとんど活用されていない訓戒・誓約なわけですが、それが2件あるというのは、どういうケースだったのかなと思いました。制度があるのに使っちゃいけないわけじゃないですけれども、同じ在宅の措置でも、児童福祉司指導措置は20件ですね。その1割の数になる2件で訓戒・誓約。通常、何で活用されないのかというのを職場なんか議論すると、それは司指導をかけるとか継続指導で見るとか、さもなきゃ、助言指導で終わらせる。ほとんどのケースがそうだと思うんですね。在宅指導のどちらかになるわけなので、一回だけの措置で後が続かなくていいようなケースというのはほとんど考えられないなということを、昔、職場で話をしたものですから、この2件はどういうケースだか、話せる範囲で構いませんので、教えてください。

河津委員長

では、事務局からどうぞお願いします。

石塚子ども家庭総合センター所長

このケースにつきましては、児童福祉司指導、保護者指導だけで、これから先、児童相談所と保護者、児童との関係が長くうまくいくだろうかというような状況がかいま見られました。そういったところもございまして、虐待例があって、在宅指導の児童福祉司指導ではあるんですけれども、より強めに、法に基づく訓戒・誓約を行い、それに基づいて在宅指導を並行して行うというような状況をしてございます。それをした上で、同じような虐待があった場合には、司指導でなおかつ保護者指導、訓戒・誓約まで取ったのに同じようなことを繰り返したというようなこともありますので、次のケースワークにつなげる意味でも、法的な規定に基づく訓戒・誓約を取らせていただいたというような状況でございます。

坂井委員

訓戒・誓約をしたので、現時点では訓戒・誓約が一回の措置だから、今はセンターとしては手がかかっている状態なわけですね、ケースとして。受理して調査中じゃないですね。

石塚子ども家庭総合センター所長

受理して調査中ではありません。児童福祉司指導という形で在宅で見ていきますよというようなことと同時に、訓戒・誓約というの取って、より法的に規定するというような形で取らせていただいたということでございます。

坂井委員

そうすると、この表でいう児童福祉司指導、虐待が20件あって、その20件の中の2件が訓戒・誓約の2件に重複で出ているという理解でいいですか。

石塚子ども家庭総合センター所長

司指導が20件、訓戒・誓約が2件ということでカウント、重複される形にはなりません。

坂井委員

同じケースということですね。

菊池子ども家庭総合センター副所長

再度確認をして、事務局からもう一度お答えするという形でいいですか。

坂井委員

分かりました。同じケースの中で別の対応をすることが出てくることはほかにもあるでしょうから、それは問題ないだろうと思います。訓戒・誓約がどういう形で活用されたのかなということを伺いたかったので、質問いたしました。では、また改めてご説明いただければと思います。今はこれで結構です。

河津委員長

私が中央児童相談所に入った頃は訓戒・誓約、いっぱいあったと思いますけど、全体の件数は少なかったわけですがけれども、あまり真剣に議論していなかったように、かつては児童福祉司の考えで指導したり、訓戒・誓約したり、いろいろだったと思うので、きちんと吟味して判断したかなというのが昔の考えですね。坂井委員さんは訓戒・誓約を活用すべきだという考え方なんですか。

坂井委員

今の時代、私個人は、今申し上げたように合わない措置だと思いますけれども、だから、現場でこれだけ虐待ケースについて厳しくルール化されている中で使わなくなっている措置なんだろうなと。

河津委員長

昔のように、行政と一市民が上下関係みたいな考え方は完全に払拭されてきているので、まさに、昔から行政というのは、住民を巻き込んで行政ということで。公務員がやってい

るのが行政ではなくて、公務員もやるけれど、一般の市民もそこに参加するということが初めて行政が成り立つという考え方が昔からあるわけで、そういう意味で、より開かれた行政という大きな流れの中ですから、何となく時代錯誤の感じは受けるんですね。受けるんですけども、国の制度として残っているからそのままにしているという感じなんですけどね。

分かりました。しっかり吟味して使っていただければいいなと思います。

ほかにはどうでしょうか。

どうぞ、鈴木委員さん。

鈴木委員

今の関連からなんですけれども、私、沖縄の児童福祉の調査をしたときに、1950年代に政府の児童福祉法をつくる際に、アメリカ側の専門官が訓戒・誓約、日本で児童福祉法を見て、これはソーシャルワークじゃないから削除せよというようなことを言っておりまして、ある種、強制といいますか、そういうこともあって、近年はあまり使われなくなってきているというようなことがあるかと思しますので、これをどういうふうなソーシャルワークの意味があって使うのか、吟味していただければと私も感じました。

ここから質問なんですけれども、まず、資料2-2の2ページのところなんですけれども、近年、発達障害が非常にすごくクローズアップされている中で、10歳の方のワンケースを伺ったわけなんですけれども、全体でワンケースだけというふうなことで、何か背景ですとか、事前の段階で発達障害相談がうまくいっているから少なくとも済んでいるのかな、それとも、どうなのかなというところを教えてくださいなと思います。

それから、育成相談件数の割合が非常に多いなというのが、私の印象です。2歳児の不登校相談、ここにワンケースあるんですけど、これはなぜなのかなと。育成相談全体が結構多いのは、何か理由が分かりましたら教えてくださいなと思います。

それから、3ページ目にいっていただきますと、司指導とか助言指導となっているんですが、司指導はもうちょっとあってもいいのかなというか、年間で20件だけで済んでいるのは何か理由があるのかなということもちょっと教えてくださいなと思います。

それから、これはケースの認定でいた仕方ないのかもしれないんですけども、児童福祉施設入所措置がワンケースあるところですね。里親委託のところとか、ゼロケースというようなことですので、それなりの交流があるのかなと思うんですけども、里親委託がゼロケースなのかも教えてくださいなと思います。

菊池子ども家庭総合センター副所長

まず1点目の発達障害の件数が少ないことについて、10歳の1件というのがどういうケースかというのは、詳細な説明は控えさせていただきますが、少ないということにつきましては、区の中ではたんぼぼセンター（心身障害者福祉センター）がすぐ隣にありますので、区内で障害者を支援してきた実践の経緯もありますので、児童相談所よりはそちらの

ほうが区民のなじみ高いと考えられ、そちらに相談が多く寄せられているのではないかと想定しています。

それから、育成相談で、年少の件数が多いのは、母親等から子育てがうまくいかないなどの相談が非常に多いです。

司指導も20件で、傾向からいうと少ないのではというお話がありました。里親委託も少ないというのも関連になるかどうかなのですが、子ども家庭総合センターには一時保護所が併設してありまして、一時保護所がなかった都北児相時代に比べると、比較的躊躇なく一時保護ができる環境があります。一時保護で子どもも親も少し冷却期間を置くことによって、家庭復帰に促進できる方向が多いのではないかと考えております。一時保護を比較的うまく利用することによって、家庭復帰が進んでいるのではないかと想定しております。

鈴木委員

ポジティブな理由が多くてよかったです。ありがとうございました。

河津委員長

ほかにはいかがでしょうか。

片倉委員、どうぞ。

片倉委員

2の2ページ目の受付状況で虐待の数が328件、それに対して、対応状況ですと、私の聞き違いかもしれないんですが、助言指導や何かのときに、虐待と認めたケースが助言指導の虐待のほうに入っているというようなご説明だったように聞こえたんですが、この237件は親が認めたからということなのか、それとも児相のほうで認めて、虐待になり、その他のほうに数がいっているのか、そこら辺、ちょっと聞きそびれたものですから、もう一度教えていただければということが一つと、数が違って、その他に流れているのはどんなケースなのかというのを教えていただければと思っております。

菊池子ども家庭総合センター副所長

328件と237件の差ですが、328件は児相に通告されて受理した件数になります。237件は援助方針会議で援助方針を出した結果の数になります。そのため、その差数は、まだ調査中のものおよび、虐待で通告があったものをよく調べると虐待でなかったというようなものでございます。差としてはそういう形になります。

中野子ども家庭総合センター相談担当課長

補足説明します。養護のその他につきましては、母親の疾病や入院等での養育困難なケースでございます。虐待ではなくて、養育困難なケースになっております。12の養護その他につきましては112件、うち対応しているものが91件となっているところでございます。

片倉委員

受理も、虐待通告を受けて、虐待と載らなかったものというのがあるわけですね。そこから辺はどんなものがあるかも教えていただけると。

河津委員長

特別事例になりますけれど、思い浮かびますか。

菊池子ども家庭総合センター副所長

本当に個別な事例になってしまうんですけど、例えば泣き声通告で虐待と受理をしても、その後の調査の結果、虐待ではなくて、たまたま家庭内の何らかの事情で泣いていただけだということが判明しているケースは虐待からは落とすという事例になります。

片倉委員

大体はそういうような泣き声通報なんかが多い。その他で通告があったけど違うというように調査の上でなったということは、あまりないでしょうか。そんなになければそれで、それは結構だと思います。昔から泣き声通報はすごく難しいし、なかなか対応も大変だと思っていましたけど、その他は特にあまり具体的にはありませんか。

菊池子ども家庭総合センター副所長

その他というと、具体的には思い浮かばないのですが、虐待通告で誰かは分からないけど、近隣から泣き声が聞こえるというのが本当に多く、荒川区は人口密度が23区で2番目に高いので、私どもはそういう案件を全て近隣の、例えばこちらのマンションからといったら、そのマンションの子どものいる部屋を全部調査しますし、どこそこの通勤の途上で子どもが泣いていたということになれば、平日の同じ時間に何回かそこに張り込んでみたりという調査もしますので、その結果、虐待ではなかった、あるいは非該当だったというものが一番多いと思います。

片倉委員

ありがとうございます。

河津委員長

よろしいですか。確かに、非常にコンパクトに住んでいらっしゃる地域ですから、分からない部分があるところがあるかと思いますが、ほかにはいかがでしょうか。

坂井委員さん。

坂井委員

今の非該当というのは、この統計のどこに入っているんですか。助言指導に引き込まれているということですか。

中野子ども家庭総合センター相談担当課長

非該当は対応件数にはカウントされません。非該当につきましては、種類別相談受付状況のところでもその他のところに分類しまして、対応状況には入っていないような形になっております。

坂井委員

種類別相談受付状況の表でその他、全体で68件ありますよね。この中に非該当も入ってくるということですか。

中野子ども家庭総合センター相談担当課長

入ってきます。

坂井委員

受付時点のところで振るいにかけて、非該当扱いにしている。非該当かどうかというのは、受付状況から分かることが多いのは確かですけれども、実務的にはそれは分かるんですけど、表の作り方として、説明が対外的につけばいいかと私は思いますけど、受付状況の全体の68件の中に非該当が入っていて、対応件数の中にそもそも非該当が入っていないという整理ですね。

石塚子ども家庭総合センター所長

統計を取る段階のときに、先ほど言いました、受理はしたんだけど、調査したところで、これは虐待ではないと。例えばいやいや期で歯磨きをしていて、そこで泣いていたということで、原因がはっきりして虐待ではないということであれば、それについては非該当にします。それから、通告元がなかなか特定できず、非該当という場合もあります。これについては虐待非該当という形で援助方針会議で決定して、何件が非該当か統計として把握してございますので、対応件数の中に非該当というところがどこに入るのかということについて、改めて確認をさせていただいて、報告をさせていただきたいと思います。

それから、今までの統計ですと、受理をした件数と対応した件数、これは差が生じます。その差というのが非該当というような形での、非該当を差し引いたところも対応という形になると思いますので、こういう統計ではどういうところに入るのか、再度また確認して、委員の先生方にお知らせしたいと思います。大変申し訳ございません。

坂井委員

私、実務担当だから、つい細かいことばかり聞いて、すみませんでした。よろしく願いします。

河津委員長

国の統計では、受理件数と対応件数は差があって、かつて私がやった全児童虐待調査も、大体2割ぐらいは非該当でしたから、私がやったときは4、5、6月の虐待に当たった件数を9月の時点で点検してもらって、非該当は非該当で落として、該当だけを細かい分析をしたという経緯はあるんですけど、日常の件数が日々上がってくるものを恐らく統計担当者が前月のものをその月の半ばぐらいまでにまとめて都に上げて、都は都内の全児相から上がってきたものを国に上げてという形になると思いますけど、そのときの統計業務の担当者が紛らわしくないように、ある程度きちんと定義をしてやっておかないと、なかなか元へ戻って数が合わないという、結局そういうことになってくるんですよね。ですか

ら、そのところは、統計は統計で、たかが統計ではなくて、これが基礎の数字になって、実際には予算とか人の要求につながっていくもので本来はあるべきなんですよ。

ですから、統計は統計でよく分からない部分があるんじゃないほうがいいと思いますので、荒川区という1つの自治体の中ですので、きちんとやれば多分やれるんだと思うんですけど、国の統計は必ず縦横の合計が合うようになっているんですね。現実には複合的なケースがたくさんあるので、どれか1つにまとめてしまうと抜け落ちてしまう問題がいっぱいあります。これも国による統計の取り方の違いがありそうなので、複合的なもので取っている国もありますから、日本の行政統計の課題だという認識は持っています。

それで、最初のところに戻ると、先ほど川松委員さんから最初に質問があったところなども、少子化というのは1つあるんですけど、がくんと減ってきているわけですね、この2年くらい。ただ、ゼロ歳、1歳だけで見ると、荒川区に特別な違いがあったのかどうかというのは、なかなか分かりづらいと思います。

もう一つ考えられるのは、オミクロン株ですよ。オミクロン株によって、致死率は0.13%くらい下がったわけで、デルタ株は5%と言っていましたから、下がったけれども、児童がいっぱい感染するようになって、学校でも施設でも次から次にクラスターなんですよ。ですから、子どもの世界では、オミクロンで命を落とす子どもが十数人なんですけれど、たくさんの子がかかって、かからない子のほうが施設では少ないんじゃないかと。ほとんどの子がワクチンを打っていてもブレークスルー感染あり、職員も2回罹患している職員が出てきています。

恐らくそんなことで、子どもの世界がかなりオミクロン株によって慌ただしかったということが考え方の1つに成り立たないのかどうかということもちょっと気にはなるところですよ。それまでの違いがあるのかなという気がします。

それから、子どもの世界で、これは師岡委員さんのところと重なるんですけど、品川区が子ども・子育て支援計画をつくるために、どこの自治体もやっていますけれど、その前にアンケート調査をやるわけで、品川区の場合も3歳未満と6歳未満で合わせて6,000人くらい調査をやっているんですけど、家族形態が急速に変わっているんですね。端的な例でいいますと、両親共にフルタイムというパターンがあるんですけど、両親ともフルタイムが平成25年は品川区は44.3%だったです。ところが、5年後の平成30年には57%に上がって、今、品川区は中間見直しというので、4年後の、つまり昨年の暮れに調査をやった結果が出ているんですが、66.4%まで上がっています。

ということで、僅か9年の間に44.3%から66.4%まで増えている。しかも、パートタイムの中の125時間以上という常勤に近いパートを合わせると80%は達しているんですね。ですから、元安倍総理が言っていた女性が80%働く社会にということ、品川区は多分23区の中でも最先端の区だと思いますけど、既にそこに来ている。代わりに専業主婦だけで見ると、専業主婦というのは、シングルファーザーの専業主婦もあるわけ

ですけど、平成25年は38.8%でした。それが5年後の平成30年が29.6%に減って、さらに令和4年の12月集計で18.4%まで減っています。

ということは、子どもの世界でも、もともとは地域子育て支援拠点事業というのは、専業主婦と幼稚園に入る前の子どもたち、その辺が母子カプセルになることを防ぐために、公園デビューじゃ大変なので、そういう支援拠点をつくってという制度で始まったわけですけど、既に本来のお客様が相当数が減ってきているので、そうすると、新たな時代に合わせた拠点事業を、若いお父さんがいっぱい土日には来ていますけれど、やらなければいけないということで、かなり家族形態が変わって、急速に地殻変動が起きているということですよ。それに合わせて子どもの施策も考えなければいけないと思うので、虐待にはこのことがどう絡んでくるかというのは、ちょっと分からないんですけども、ただ、家族形態が急速に変わっている、社会も急速に変化しているということは、行政の担当者としては頭に入れておかれたほうがいいのではないかなという気がしています。

それで、子ども・子育て支援事業計画の中に調査結果を今まで品川区は入れていなかったのでもったいないじゃないかということで、家族形態の変化の3回分は間もなくできる改訂版の中に入れてもらいました。ということもありますので、自治体によって差はあるんですけど、別の市部の自治体でも傾向としては品川区と似た傾向ですよ、品川区ほど極端ではないけれど。ということがあると思います。

すみません。その辺の大きな変化について、私が感じていることを話させていただいたんですけど、議題としてはもう一つありますけれど、ほかによろしいでしょうか。

それでは、師岡委員。

師岡委員

虐待の件でもう一つ確認させていただきたいことがあります。先ほど私のほうで質問を出したときにお伝えさせていただいた保育、教育現場、特に先生向けの注意喚起あるいは傾向というところともつながっていると思いますし、さらには、今、委員長のご指摘のあった、統計の部分により精緻にしていくかということも関連することかなと思って、重ねての質問になるんですが、資料2-1、事業概要の34ページに、学校・教育委員会との連携という項目が挙がっています。具体的には、教育委員会に設置されている教育センターの取組として、今まで以上に連携強化していきますということが示されているわけですけども、これも推測の域を出ませんけれども、例えば幼稚園とか認定こども園あるいは小学校といった、学校などの実際の虐待の件数の実数からすると、そういった相談が少ない、あるいはゼロに近いとなったときに、実際、教育センターに、あるいは学校にいらっしゃるようなカウンセラーなどに相談が上がっているのかいないのか、そういったものをこの場で子ども家庭総合センターで統計的に全部まとめて把握しようとしているのかいないのか、その辺がまさに統計、あるいはより家庭、そして保育・教育の現場、センターと連携しながら子どもの命を守るというような非常に重要なことかなと感じましたので、

ちょっと重ねての質問で恐縮ですが、取組を教えていただければありがたいと思います。

菊池子ども家庭総合センター副所長

教育センターとの連携は、ご指摘いただいたとおり大変重要なものと考えております。本日、御説明しました統計は、児童相談所の統計でありますので、教育センターで受けた件数はこちらには入っていません。実務上は、委員おっしゃるとおり、不登校を所管する関係部署である教育センターも、虐待の心配があるというものについては、速やかに児童相談所につないでいただいておりますので、結果、虐待だというものはこちらにも含まれております。

また、教育センターとは週1回定期的に係長クラスおよび地域連携強化専門員が会議を持ってしまして、それぞれの持っているケースをつぶさに共有して、リスク分析を行っておりますので、実務上はそういう形で運用しているという現状でございます。

師岡委員

よく分かりました。では、その中では、センターは発達障害などの相談も当然あり得るんですよ。そういったものも、繰り返しですが、より連携強化していただくとともに、いわゆる縦割り行政で実態の把握というものが、実態とそごが出てくるというのも実際の対応にいろんな支障を来すということになるでしょうから、改めて縦割りのことを超えて、区全体として様々な子どもさんたちの危機的な状況を把握し、適切な対応につなげるということを引き続きご努力いただければと思います。お願いいたします。

河津委員長

ありがとうございます。

ほかはよろしいでしょうか。

掛川委員。

掛川委員

大分時間も押しているところで申し訳ありません。今ほどお答えいただいたところとも関係するのかもしれないですが、資料2-2の1ページの経路別相談受付状況で、その他が数で言うと3番目に多いところなんです。この中に教育センターさんからの情報も入っているということでしょうか。そのことと併せて、その他が3番目のボリューム感になるということでは、今後のいろいろな対応を考えるに当たっても、その他の具体的な内容というものも併せてお知らせいただくと参考になるかと思っておりますので、次年度以降も含め、ちょっと考えていただけるといいなと思います。

菊池子ども家庭総合センター副所長

教育センターは教育委員会になりますので、もし教育センターから通告があった場合は、その他をもって、学校等の中の教育委員会等に入ります。実務上は根本が学校にありますので、教育センターからつないでもらっても、学校からの通告という形になりますので、この表上には教育センターはその他とか教育委員会等にはあまり入っていないという実情

になります。

それから、その他が101件で多いのは、きょうだい受理が多くなっております。下の
子で通告をいただいたんですけども、ほかにきょうだいがいると同時に受理するというよ
うな件数が多いものでございます。

市町村の中のその他は、福祉事務所というのが、高齢者福祉課や生活保護を担当している
部署、また、障害者福祉課になりますので、それ以外の部署からの受理となります。

中野子ども家庭総合センター相談担当課長

補足いたします。市町村のその他で多いのが、キッズマザーズコールといいまして、荒
川区は24時間365日、18歳未満のお子様をお持ちの親の方が子育てで心配なときに
電話ができるようなダイヤルを設けておりまして、その通報の件数を市町村のその他に
入れてございます。

掛川委員

ありがとうございます。

都道府県、指定都市、中核市と市町村の区分けがありまして、これは荒川区外のところ
から来たという数字ですか。それとも、荒川区内の市町村というところを指しているの
でしょうか。

菊池子ども家庭総合センター副所長

都道府県というのは、荒川区外になります。また、市町村というのは、市町村および荒
川区を含む特別区となります。

掛川委員

市町村と書いてあるのは荒川区のことですか。

普通の統計の表と併せて恐らく書いていただいているかと思うんですけど、すみません。
ちょっと今、頭が混乱していたので、括弧書きか何かで「荒川区」みたいな形で書いてい
ただけると分かりやすいかと思いました。

石塚子ども家庭総合センター所長

先ほどご質問いただいた資料2-2の1ページ、一番右のその他の101件の具体的な
内容を申し上げますと、このご家庭に保育園の入園が必要ですよ、だから、入園について
ご尽力いただけませんかという児童相談所から依頼をするようなケース、それから、
どこからのケースも経路としてはないということで、これはきょうだい受理というよう
なことも申し上げたんですけども、荒川区の子ども家庭総合センターがきょうだい受理を
していると児相として判断したケースについてはその他のケースに入るというような形で、
基本的には左のほうの経路には該当しないような相談内容の方が児童相談所として他機関
にお願いする、あるいは保育園も含めてですけど、そういうような件についてその他に含
めているというような形になります。

ですので、その他について、児童相談所そのものが経路になって受理していくというよ

うな形で、そのときにはその他というところに入るといことになるということでございます。

河津委員長

いずれにしても、都道府県、指定都市、中核市の中のその他は児相と福祉事務所とか保健センター以外のその他に入れて、市町村の福祉事務所、児童委員、保健センター以外はその他に入って、市町村の機関なんでしょうね。それ以外にずっと名前が挙がって、かつては学校等でひとくりだったのが、国も令和になってから、幼稚園、学校、教育委員会等に3つに分けたんですね。こういうところは分かるけど、最後に残ったその他というのは、ここに全部頭出ししてあるものの、どれにも含まれないということですけど、気にはなるということですね。

今のことから、多分、パソコンの画面で全部統計というのはその都度入力しちゃっていて、それをまとめて提出しているんだろうと思うんですけど、昔のように手書きでカードで振るいにかけて、1件1件数えたりということは多分ないわけですから、その他の中でも幾つか代表的なその他があるなら、質問があったときに答えられるようにしておいていただければいいのかなと思うんですけど。

齋藤委員さん。

齋藤委員

そういう意味では、この項目自体が厚生労働省に合わせてやっているというところがあるのかなと思うので、先ほど委員長おっしゃっていたように、これを基本にしながらも、荒川区独自のもう少し分かりやすいものだったり、あるいは11月分までだったりすると、非該当というか、まだ調査中のものとかそういうのも入っているんだとか、そういうのも含めて、荒川区独自のほうがより分かりやすいのかなとちょっと思いました。

河津委員長

事務局でお願いします。

小堀子育て支援担当部長

その点について、昨年度までは荒川区バージョンをお出ししていたんですが、そうすると、児童相談所の集計事務がとても大変になってしまって、厚生労働省に合わせているんですけども、今、ご質問いただいたような、きょうだい受理はその他の中でどれぐらいなのかとか、非該当がどうだったのかということが少し分かるような項目を付け足すような形で、先生方のご質問にお応えしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

河津委員長

ありがとうございます。

先ほどのきょうだいケースは、私の理解は、事務分類では心理的虐待に含めているんだな、その他ではないと聞いていたんですけど、私の理解が間違っていたのでしょうか。経路別は別なんですけれど、分類別のところにその他のきょうだいケースとお答えになった

かと思ったので。

菊池子ども家庭総合センター副所長

種類別であれば、心理的虐待です。委員長のおっしゃるとおりです。

河津委員長

きょうだいケースは心理的虐待でカウントしているということでもいいんですね。

それでは、もう一つ議題が残っていますので、取りあえず次の議題に、最後の議題にいきたいと思います。

それでは、その他について、事務局からということをお願いいたします。

小堀子育て支援担当部長

その他につきましては、先ほど資料のところでご説明しました、ちょっと黄色い、男の子と女の子が書いてある「わっか」という相談窓口になりますが、荒川区では、昨年12月から15歳以上、39歳程度までの方の相談窓口として、「わっか」というものを開設しております。基本的にはメールやお電話でご相談を受け付けて、必要があれば、区内の適当な場所と言ったら変ですけども、本人が来やすいような場所を設定して面談をするというような業務で、なかなか簡単に相談窓口が見つからないような方ですとか、ちょっと話を聞いてもらえればすっきりするんですというような方たちに寄り添えるような場として、こういったものを設定いたしました。今日の段階でまだ相談件数は7件であるということ所管課から聞いているんですが、今後、児童相談所から手が離れるですとか、その後、18歳以降、どうしたらいいのかという方々の受入先になればいいなと思って開設いたしました。そのご紹介でございます。

河津委員長

それでは、その他で最後の案件になりますけど、委員の皆さんからご意見とかあれば、お願いいたします。

師岡委員さん、どうぞ。

師岡委員

今、「わっか」のご説明をいただきまして、ありがとうございます。また推測の域を出ませんが、こういった取組、また、その情報がこの児童福祉審議会に報告されるということは、今後、子ども・子育て支援の事業計画だけではなくて、若者を育成しようよということと子ども・子育ての事業計画、連動をさせながら、少なくとも39歳未満までセンターでいろんな支援を考えていくというスタンスを荒川区としても取っていきたいというご意向があるのか、ほかの自治体もそういうことを試みている自治体もあるようですので、その辺を、どこまで今の時点で決まっているかどうか分かりませんが、少し聞かせていただければと思います。

私個人としては、そこまでつなげると審議上、結構無理がある、あるいは議論の幅が広過ぎて、なかなかかゆいところに手が届きにくいというところもあったりする。確かに1

8歳で切るのではなくて、もっとその後もつなげていくべきだとは思いますが、その辺のところは少し慎重に取り扱ってもいいのかなと個人的には思っているものですから、今の時点での何か見通しがあれば聞かせていただきたいと思います。

河津委員長

どうぞ、お願いします。

小堀子育て支援担当部長

今日は、ご紹介ということで差し上げたんですけども、第2期の子ども・子育て計画の中にも、ひきこもりという着眼点ではありますが、18歳までではなくて、それ以上の年齢のところも対応しているところです。今後の第3期の計画にもどのように対応するかですとか、あと、今、ご指摘あったように、議論が拡散して、フォーカスできなくなるというようなこともありますので、そこについては、先ほど川松委員からもありましたけども、これから荒川区も第3期の計画に向けて、ニーズ調査等する中で検証していきたいと思っております。

谷井子ども家庭部長

ちょっと補足させていただいてよろしいでしょうか。今日は、若者相談が児童福祉の関係とかなり連携していくという可能性がありますので、ご紹介させていただきましたが、実際に区では、就労支援ですとか、それから、保健面の精神保健ですとか、保健所や就労支援課と連携して、様々取り組んでおりました。ただ、若者たちというのは、なかなか行政との接点がなくて、どこに相談していいかわからないということがありましたので、せっかくやっている事業が若者たちにつながらないということも大変残念な状況だったので、子ども家庭部で一旦、こういったワンストップ的な窓口を設けて、今やっているそれぞれの支援、今、担当部長から申し上げたひきこもりについては、福祉部でしっかり体制を組んでおります。ただ、福祉部でそういったものがあるというのが若者になかなか繋がっていないということがありました。「わか」については、今、子ども家庭部の児童青少年課というところが担当してやっております。今日はこういったことを荒川区で始めましたよというのを委員の皆様にご紹介させていただきました。児童青少年課では、多岐にわたる部署が関わっていますので、連携する会議などを設けて、取りこぼさないような形で体制を強化したという趣旨でございます。

また、審議会の皆様に関係するところについては、こういった機会を通じてご紹介させていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

河津委員長

幾つかの区で子ども・若者計画をつくっていて、品川区の場合は子育て支援計画と子ども・若者計画が両方動いていて、子ども・若者は青少年委員会の下部組織でやっていて、私が委員長を務めて、第3期計画を今、つくっているところなんですけれど、世田谷区の場合は子ども・子育て支援計画と子ども・若者計画を1つの計画にしていますね。ですか

ら、これはそれぞれの自治体の選び方だと思います。

品川の場合は、1つはフリースペース事業で、不登校からひきこもりの若者が誰でも来られると。品川区だけでなく、区外から4分の1来ています。もう一つは、品川区の社協がエールしながわという事業でひきこもりの若者の就労相談に乗っていて、秋田県の社協がシルバー人材センターに若者を派遣すると、若者とお年寄りのマッチングがいいですよ。シルバー人材センターで若者が一緒に働くというのが効果があるというので、品川区の若者をコロナ前は秋田県に派遣したりして、体験研修などをやっていました。

新しくつくる事業というと、結局、居場所づくりということになると、フリースペースぐらいなんですよね。中野児相のところの建物を見せてもらったら、フリースペースはあるんですけど、窓もない1つの部屋だけなので、ちょっとこれだと本当に効果が出せるのかなと心配になったりしますけれど、いずれにしても、品川の例ですと、若者が最高齢は50歳まで来ています。ですから、まさに8050問題に全部つながっていくわけで、居場所というのは、単なる物理的な場所ではないので、そこに人とのつながりがある場所ですよ。ですから、サードプレイスと呼んでいるんですけど、本来、ファーストスペースがある家庭、セカンドスペースとしての学校とか職場になじめない生きづらさを抱えている子ども、若者はサードスペースなんですけど、初めからファーストスペースのない家庭の子もいるわけです。そうすると、サードスペースがファーストスペース化するということが今、課題になっていて、サードスペースから社会復帰できなければ、どんどんたまっていくわけですよ。そこをどうするかというのは課題になっています。

でも、全体としては、つまり子ども・若者計画をつくって、おおむね40歳までを青年と呼ぶということになっているので、やってはいるんですけど、そのための三本柱に合わせて、既存の事業を三本柱で整理することはできるんですけど、そのための新たな事業というと、知恵を絞ってもなかなかないですね。どうしても若者の側も、どちらかという支える側に回っている事業、ボランティア活動とかそういう事業も全部含まれてくるので、元気にやっている若者の事業も全部含まれてきちゃうんですけど、本当は生きづらいと感じている子ども・若者に対して、今までの施策のほかに、特に成人になると、そこから先がなかなかないんですよ。そこをどうつくっていくかというのが大きな社会的課題だと思っています。

そんなことなので、取りあえず、「わか」からでも荒川区がスタートするということはとてもいいことだなと思いました。

ほかにはいかがでしょうか。

議題の中で、荒川区子どもの権利条例のパブリック・コメントについての進捗状況というのが残っているんですね。

小堀子育て支援担当部長

パブリック・コメントについては、先ほどの権利擁護部会のところでご説明したとおり、

現在、議会で取りまとめ中ですので、本日お示しできる資料がございませんので、また追ってお示しできる資料ができましたら、ご提供させていただければと存じます。

河津委員長

分かりました。

それでは、本日の案件はこれで終了でよろしいでしょうか。まだご意見のある方はいらっしゃいますか。

それでは、ありがとうございました。最後に事務局から事務連絡をお願いいたします。

小堀子育て支援担当部長

本日もご審議ありがとうございました。

次回の審議会の日程につきましては、5月下旬から6月頃を予定しております。それまでの期間にまた各部会を開催することと存じます。

また、次回の審議会では、各部会における審議のご報告や令和5年度の主な子ども・子育て支援施策等についてご報告させていただく予定となっておりますので、ご承知おきいただければと存じます。

本日は長時間にわたり、どうもありがとうございました。

河津委員長

ありがとうございます。

それでは、これをもちまして令和4年度第3回荒川区児童福祉審議会を終了いたします。ご協力ありがとうございました。